

## 「富山のさかな」新幹線輸送事業助成金交付要綱

### (通則)

第1条 「富山のさかな」新幹線輸送事業助成金(以下「助成金」という。)の交付については、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 「富山のさかな」の新たな販路開拓や高付加価値化を目指し、北陸新幹線による輸送の利用促進を図るため、荷主企業が北陸新幹線を利用して鮮魚等を輸送する経費に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

### (助成対象者)

第3条 富山県内に主な事業所を有し、県内で水揚げされた魚介類を扱う者や、魚介類を主な原料とする水産加工品を製造する者であつて、次の各号の条件を満たす方とします。

- (1) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)に該当しないこと。
- (2) 前号の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- (3) 前2号の事実を確認するために必要な事項を、富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があることに同意すること。

### (助成対象経費)

第4条 対象とする経費は、北陸新幹線を利用して富山駅または金沢駅から積込み、県内で水揚げされた魚介類や県内で製造された魚介類を主な原料とする水産加工品の輸送費とする。

### (助成金額及び上限額)

第5条 この助成金の助成金額及び上限額については、次表のとおりとする。

1回あたりの輸送個数	助成金の額	上限額
1～17箱	1箱につき2,500円(※)	1事業者あたり 年間25万円
18箱以上	一律45,000円(※)	

※輸送経費が助成金額を下回る場合は、輸送経費額を助成金の上限額とする

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書(様式第1号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定してその旨通知するものとする。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第8条 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)又は補助事業に要する経費の変更(軽微なものを除く。)をする場合には補助事業の変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとし、補助事業に要する経費の変更に係る軽微なものとは、補助対象経費の30パーセント以内の変更とする。

(実績報告)

第9条 助成対象者は事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は会計年度が終了する2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定しその旨を通知するものとする。

(助成金の請求書)

第11条 前条の規定により助成金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取消することができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
名称及び  
代表者名

「富山のさかな」新幹線輸送事業助成金交付申請書

「富山のさかな」新幹線輸送事業助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定により、交付申請書を提出します。

記

- 1 事業の名称  
「富山のさかな」新幹線輸送事業
- 2 助成金額  
金 円
- 3 添付書類  
事業計画書



(様式第2号)

令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
名称及び  
代表者名

「富山のさかな」新幹線輸送事業助成金変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定の通知があった上記助成事業を下記のとおり変更したいので、同助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

※ 事業変更に係る積算資料、その他事業変更内容を説明する資料を添付すること。

(様式第3号)

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
名称及び  
代表者名

「富山のさかな」新幹線輸送事業助成金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました「富山のさかな」新幹線輸送事業について次のとおり実施しましたので、同助成金交付要綱9条の規定により、報告します。

記

1 事業の名称

「富山のさかな」新幹線輸送事業

2 助成金額

金 円 (以下、内訳記載)

輸送年月日	輸送品目	輸送個数	助成金額
令和 年 月 日		箱	円
令和 年 月 日		箱	円
令和 年 月 日		箱	円
令和 年 月 日		箱	円
令和 年 月 日		箱	円
令和 年 月 日		箱	円

※助成金の額は、1日(1回)の輸送個数に応じた金額としてください。

〔 輸送個数が、1～17箱:1箱につき2,500円 18箱以上: 一律 45,000円 〕

3 添付書類

上記、輸送年月日、輸送個数を明らかにする資料等

(様式第4号)

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
名称及び  
代表者名

「富山のさかな」新幹線輸送事業助成金請求書

年 月 日付けで交付決定通知のあった標記助成金について、下記のとおり請求いたします。

記

助成金請求額 金 円

取引金融機関名	銀行	支店
口座番号	普通・当座	
口座名義人	カタカナ	